

国有鉄道に対する地方税賦課について

運輸省鉄道監督局

日本国有鉄道に対する地方税制の問題を考えるに当つては今回の地方税制度の改革の趣旨はこれを尊重しなければならないが、その適用については国有鉄道の一般企業と異なる特殊性を充分考慮しなければならない。

即ち国有鉄道は一般企業と異なる公共的使命を有し営利企業であつてはならない性格を附與されてゐる。公共性こそが国有鉄道の経済的法律的性格であり、その本質をなすものである。

一 現行制度に於ては日本国有鉄道は所謂公共企業体として「公共の福祉を増進する事を目的」とする「公法人」であつて政府の全額出資により設立されたものであり、（日本国有鉄道法一<sup>才</sup>條、二<sup>才</sup>條、五<sup>才</sup>條）経営上利益を生じた時は原則として是を政府の一般会計に納付しなければならない（日本国有鉄道法<sup>才</sup>四十一<sup>才</sup>條）。又原則的に法令の適用については国と見做されてゐる（日本

国有鉄道法<sup>才</sup>六十三<sup>才</sup>條）。

以上の趣旨から現行制度に於ては国と同様に、鉱産税、入場税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税を除いて国税、地方税共に免ぜられてゐるのであり、かゝる国有鉄道の性格に何らの変更がない以上特に現行制度に変更を加ふべき理由を見ない。

※

二 国鉄は従來の純官庁経営から昭和二十四年六月公共企業体として発足したのであるが、その主眼とする所は、従事員の労働關係の面を従來と異ならしめんとするにあり、こゝに企業と称するも能率的増進を目的とするに止り、一般私企業の如く、營利を目的とするものではなく、又こゝに資本と稱するも利潤を追求するものではなく、その使命とする所は公共的國家的なものであり、その運営に於ても国会及び政府の嚴重は制約を受け、實質的に他の官庁経営企業（例えば郵政事業、電氣通信事業、国有林野等）と殆んど異なる点を見出し得ない。然るに税についてののみ異なる取扱をするのは著しく妥当性を欠くものと考えられる。

三 国有鉄道は公共企業体として国家政策の見地から全国的交通網を確立することを主眼としてをり、従つて設立の当初より一般民営交通機関と性格を異にし、採算的、企業の見地よりも公共的運営を趣旨としてゐる。

企業的に不利益にも拘らず公共的使命のため全国的に経済的不利益線を経営し、又定期旅客運賃に於いて或いは又貨物運賃の面に於て、社会政策、経済政策、文化政策上より極めて高度の割引を実施してゐるが如きは最も顯著な例である。

因みに経済的不利益線は国鉄全營業料約二万軒のうち一万一千軒以上に及ぶと推定され、定期旅客運賃の割引は普通旅客運賃に比する時は約八割の割引に相当し、其のために蒙る国鉄の収入減は平均年間三二五億の巨額に達し、又貨物運賃の割引も年平均五十億を遙かに超えるものものである。

四 日本の現実に於て、地方自治体は相寄つて地方的經濟圏を形成してゐるが、国鉄はその公共的性格に鑑みて多く地方的經濟圏の利益に貢献してゐる。前述の不経済線の如き国鉄自体の企業的に不利益にも拘らず全国的交通系統確立のため作られたものであり、事實に於て地方的利益に貢献する面が極めて多く、然もその多くは地方團體の熱烈な懇望により開始されたものである。更に鐵道路線の地方開發的意義の大なることはいふを俟たない。

定期旅客運賃の割引の利益に浴するものは殆んどが地方的經濟圏内の交通であり、貨物運賃の割引も地方開發のため貢献する所大である。

斯の如く国鉄は地方的經濟圏に寄與することにより、現に地方團體により受くる以上の利益を與えてゐるのであり、今回の地方税制の根本思想の一たる應益原則の見地からかゝる点に考慮が払はるべきである。

五 民営鉄道との公正競争の見地から、国鉄に課税せよとの論もある様であるが、国鉄は本質上全

日本の交通の多様性を形勢してあるものにてきつて、一此の自由な運送を担担する巨費の増進にせしむるに

の支線的立場に立つものが多く、国鉄は私鉄に対し競争関係に立つものではない。運賃の如きも私鉄が個々に異なる賃率を用ひてゐるに對し全国的に一率運賃によつてゐるのもその具体的ならわれである。

むしろ私鉄と競争関係に立つのは地方自治團體經營の交通であらう。

六 国有鐵道の經營状態は公共企業体發足以來、極度の經營合理化を行つてをり、これ以上の經費の節減は多くを望み得ない現状である。従つて若し課税するとすれば的百十億に及ぶと推定される地方税は現在運賃の原価計算に入つてをらず当然運賃の値上げによつてをかきななければならぬ。然るに運賃は現在既に限界的に達してをり、且一般物価への影響も大きく大衆負担となるものと考えられ、この際極力避くべきであると考えられる。然もこれらの事情により運賃値上げを避けて而も猶地方税を賦課せんとせば、予定敷設路線の敷設延長等は不能に陥るはもとより不採算線区の經營の運営にも悪影響を及すに至るであらうと考へられる。

以上の諸点を考慮すれば国鉄への地方税の賦課は現行の釐産税、入場税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税に止めそれ以上に擴張すべきではない。むしろ電氣ガス税の如きは他の重要産業と同じく事業用については国鉄については此の際免除すべきであらう。

單位千円

税目	税
1. 事業税	2,
固定資産税	8,
市町村民税計	11,
2. 附加価値税	2,
固定資産税	8,
市町村民税計	11,

再評価  
税率  
10%  
10%  
10%



日本國有鐵道不經濟線區表

25 - 8 - 18  
運輸省鐵道監督局國有鐵道部

線區名	營業料	營業係數	線區名	營業料	營業係數	線區名	營業料	營業係數	線區名	營業料	營業係數	線區名	營業料	營業係數
鶴見線	13.8	119.4	宮津線	84.0	153.0	土讚線	191.4	139.0	米坂線	90.7	169.6	福山線	45.2	195.0
相模	34.8	193.0	因美	74.4	149.0	赤田	39.4	255.0	長井	30.6	187.1	瀨棚	48.4	223.0
御殿場	60.2	152.9	青柳	19.2	196.0	室木	11.2	374.0	左沢	26.2	121.7	北河	62.7	158.0
五日市	13.8	206.1	伯備	82.1	105.0	香椎	25.4	314.0	陸羽東	94.1	294.6	千歳	62.6	118.0
水戸	147.0	130.0	倉吉	15.2	263.0	篠栗	10.3	187.0	横黒	64.2	158.0	幌内	20.8	154.0
川越	30.6	128.9	境	17.9	161.0	勝田	13.8	222.0	花輪	106.9	232.1	歌内	14.5	154.0
長野原	42.4	135.4	木次	57.7	276.0	筑肥	86.1	124.0	磐梯	35.5	159.7	若内	14.9	155.0
足尾	46.0	213.1	大社	7.5	219.0	日木	14.0	385.0	船川	28.4	142.6	胆振	90.5	299.0
真岡	42.0	137.0	参宮	71.6	145.0	矢部	19.7	313.0	五能	147.2	156.6	万字	23.8	208.0
烏山	20.4	174.8	名松	43.5	279.0	肥後	124.2	146.0	阿合	33.1	130.7	夕張	51.2	138.0
鹽原	85.6	119.8	紀勢東	80.9	131.0	山野	55.7	401.0	矢島	23.0	162.7	日高	144.4	119.0
木原	26.9	195.9	奈良	34.7	146.0	宮城	66.1	241.0	大糸	12.6	419.6	富内	45.5	272.0
久留里	32.2	183.5	櫻井	29.4	176.0	指宿	50.0	345.0	津井	67.9	102.3	深名	121.8	396.0
東金	13.8	112.8	片町	79.9	134.0	湯浦	24.9	129.0	大糸南	74.1	162.2	曾根	66.8	123.0
清水	8.3	424.4	和歌山	90.8	137.0	佐賀	24.0	190.0	飯山	96.7	219.8	羽幌	65.0	153.0
二俣	67.9	173.0	紀勢西	228.6	108.0	唐津	46.6	140.0	只見	26.0	299.2	富野	54.8	144.0
飯田	194.7	122.8	阪和	63.0	100.0	佐保	48.8	158.0	盤越	176.3	117.4	岩谷本	258.9	119.0
武壺	20.3	151.8	津山	58.7	129.1	松浦	108.3	172.0	赤谷	18.9	220.3	北見	149.9	221.0
小沢	80.3	117.0	吉備	20.4	183.7	大村	47.6	149.0	浦彦	25.3	169.3	興決北	30.4	247.0
三國	4.5	233.5	吾備	139.1	131.6	久大	141.5	138.0	川俣	12.2	223.1	天塩	37.8	283.0
永見	16.5	129.3	福塩	79.4	150.0	彦山	9.4	533.0	仙石	52.3	125.6	名寄本	143.0	126.0
新湊	3.6	212.9	吳	87.0	144.7	宮原	7.3	402.0	塩釜	8.8	186.9	興沃南	19.9	273.0
富山	11.3	278.1	宇部	5.9	252.2	豐肥	148.0	146.0	大船渡	105.7	121.0	清滑	34.3	214.0
越前	72.2	101.5	可部	27.2	171.0	高森	17.7	193.0	釜石西	65.3	183.7	瀨田西	29.3	258.0
小海	75.3	254.2	岩倉	43.7	263.4	日豊	465.5	111.0	釜石東	16.5	329.4	石北	181.0	122.0
明知	25.2	173.4	山口	93.9	165.4	田川	46.0	151.0	橋場	16.0	202.3	網走	193.8	141.0
太多	17.8	132.1	宇部	33.3	116.4	日影	37.6	234.0	山田	159.5	250.0	相生	36.8	225.0
関西	186.3	120.0	小野田	20.5	138.9	妻	19.3	265.0	小本	20.3	413.9	滿洲東	30.3	229.0
西成	13.9	104.0	美弥	48.8	124.5	吉部	61.6	104.0	八戸	67.6	152.8	根室本	453.7	108.0
篠山	17.6	381.0	山陰本	681.6	117.6	志布志	95.1	183.0	大湊	58.4	108.6	土幌	76.0	235.0
加古川	48.5	138.0	三江	50.1	193.2	古江	47.8	277.0	大畑	18.0	211.9	石尾	84.0	168.0
高砂	8.0	306.0	内子	10.3	147.0	筑豊	82.5	148.0	会津(管)	45.4	152.2	釧路	166.2	135.0
三木	6.8	134.0	宇和島	23.3	135.0	伊用	16.2	156.0	会津(島)	49.1	183.7	樺津	116.9	258.0
北條	13.8	380.0	高徳	73.1	117.0	糸田	6.9	141.0	日中	11.6	298.9			
銀鏡	13.2	316.0	銀鏡原	6.9	224.0	後藤	16.9	215.0	黒石	6.6	211.6			
播磨	71.3	138.0	小松島	11.1	165.0	上山	14.4	159.0	石巻	44.9	105.1			
舞	2.5	133.0	牟岐	58.6	149.0	仙山	13.3	13.3	江差	79.9	235.0			

計 11,612.5

13015

昭和24年度人件費物件費比較表 (単位千円)

	国 鉄		民 鉄	
	金 額	%	金 額	%
人 件 費	49,212,451	43%	10,905,468	46%
物 件 費	66,006,888	57%	12,892,468	54%
厚 生 費	86,049		866,072	
動 力 費	24,092,589		1,810,631	
経 費	39,161,692		9,801,207	
利 子	2,666,558		414,558	
計	115,219,339	100%	23,797,936	100%

備 考 1.民鉄は全国営業成績集計である。年度については、各会社の営業期の相違により国鉄の年度と完全に一致していない。  
 2.国鉄は昭和24年度決算数字である。

基準財政収入額の算定に用いられる乗率等に関する調

地方財政委員会事務局  
財務部財務課(8.15)

割増率

佐野道彦の日記

24割増

私録 23

24

1A45

1.60

1.70

4.20

1.86

24  
20

基準財政収入額の算定に用いる乗率等に関する調

地方財政委員会事務局  
財政部税務課(55.8.15)

工業業種  
/ 個人分

種別	昭和25年度		昭和25年度 徴収見込額 A	A X 70/100 B	昭和25年度 徴収見込額 C	B/C
	分	分				
道府県	4,991,318 <sup>千円</sup>	2,495,658 <sup>千円</sup>	7,350,000 <sup>千円</sup>	5,145,000 <sup>千円</sup>	1,715,000	-
市町村	4,991,318	2,495,658	7,350,000	5,145,000	1,715,000	-
計	9,982,636	4,991,318	14,700,000	10,290,000	3,410,000	0.897732

- 註 1. 昭和25年度分徴収見込額は概数である。  
 2. 巨額の所得は、庶貸業、料理店業、種痘置屋業に係る事業所得の2倍の額と、個人所得の事業所得との合算額である。

(A)